

避難所における  
新型コロナウイルス感染症対策

令和 3 年 6 月

加 賀 市

# 目次

はじめに	1
<b>I 避難所開設前</b>	
（1）可能な限り多くの避難所の確保・開設	1
（2）住民への周知	1
（3）感染症対策に必要な物資・資材の備蓄	3
（4）避難所のレイアウト設置	3
（5）避難所開設・運営の訓練実施	4
<b>II 避難所開設・運営時</b>	
（1）避難所の運営	5
（2）避難者の健康状態の確認	5
（3）運営時の留意点	6
関連リンク集	8
<b>参考資料</b>	
別紙1 避難所における新型コロナウイルス感染症への 対応チェックリスト	9
別紙2 避難所動線等イメージ図	10
別紙3 感染症対策に必要な物資・資材チェックリスト	12
別紙4 問診票	13
別紙5 問診票に基づく対応	14
別紙6 非常用持ち出し品チェックリスト（住民周知用）	15
別紙7 知っておくべき5つのポイント	16
別紙8 避難行動判定フロー	17

## はじめに

新型コロナウイルス感染症への警戒が続く中、災害発生時、避難所における集団感染が懸念されています。

こうした状況において、災害が発生し、避難所を開設する際には、手洗いや咳エチケット等の基本的な感染症対策を行うとともに、人が密に集まって過ごすような空間（密閉空間・密集場所・密接場面）を回避するなど、感染症対策に万全を期すことが重要です。

このため、市では、避難所において、感染予防や感染拡大の防止を図り、避難された住民の安心安全を確保するため、市の避難所運営部局や、これに協力する防災士・自主防災組織等向けに、避難所開設前、避難所開設・運営時の対応に分けて、必要となる対策を取りまとめました。

この対策により、避難所における新型コロナウイルス感染症対策を実施します。

## I 避難所開設前

避難所における新型コロナウイルス感染症の発生・まん延を想定し、避難所が過密になることを避けるため、分散避難などの必要な対策は以下のとおりとする。

### （１）可能な限り多くの避難所の確保・開設【危機対策課】

- ①避難所の収容人数を考慮し、あらかじめ指定した指定避難所以外の避難所を開設する。
- ②指定避難所以外の避難所には、保育園や公民館等の公共施設を活用する。なお、不足が予想される場合は、ホテルや旅館を活用する。

（「避難所における新型コロナウイルス感染症への更なる対応について」（令和2年4月7日付け事務連絡、内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）、消防庁国民保護・防災部防災課長、厚生労働省健康局結核感染症課長通知。以下、「国通知」という。）の留意点）

#### 【可能な限り多くの避難所の開設】

・発災した災害や被災者の状況等によっては、避難所の収容人数を考慮し、あらかじめ指定した指定避難所以外の避難所を開設するなど、通常の災害発生時よりも可能な限り多くの避難所の開設を図るとともに、ホテルや旅館等の活用等も検討すること。

### （２）住民への周知【危機対策課】

#### ①地域の災害リスクの確認

- ・ハザードマップを活用し、平時から地域の災害リスクを確認しておくよう周知する。

## ②避難所以外への避難の検討

- ・避難所が過密状態になることを防ぐため、安全が確保できる場合は、避難所以外（在宅避難（2階へ避難するなど）や親戚や友人の家等）への避難を検討するよう住民に周知する。

⇒ 避難所以外への避難については、市が作成するハザードマップと併せて、市の「避難行動判定フロー」も住民に周知する。

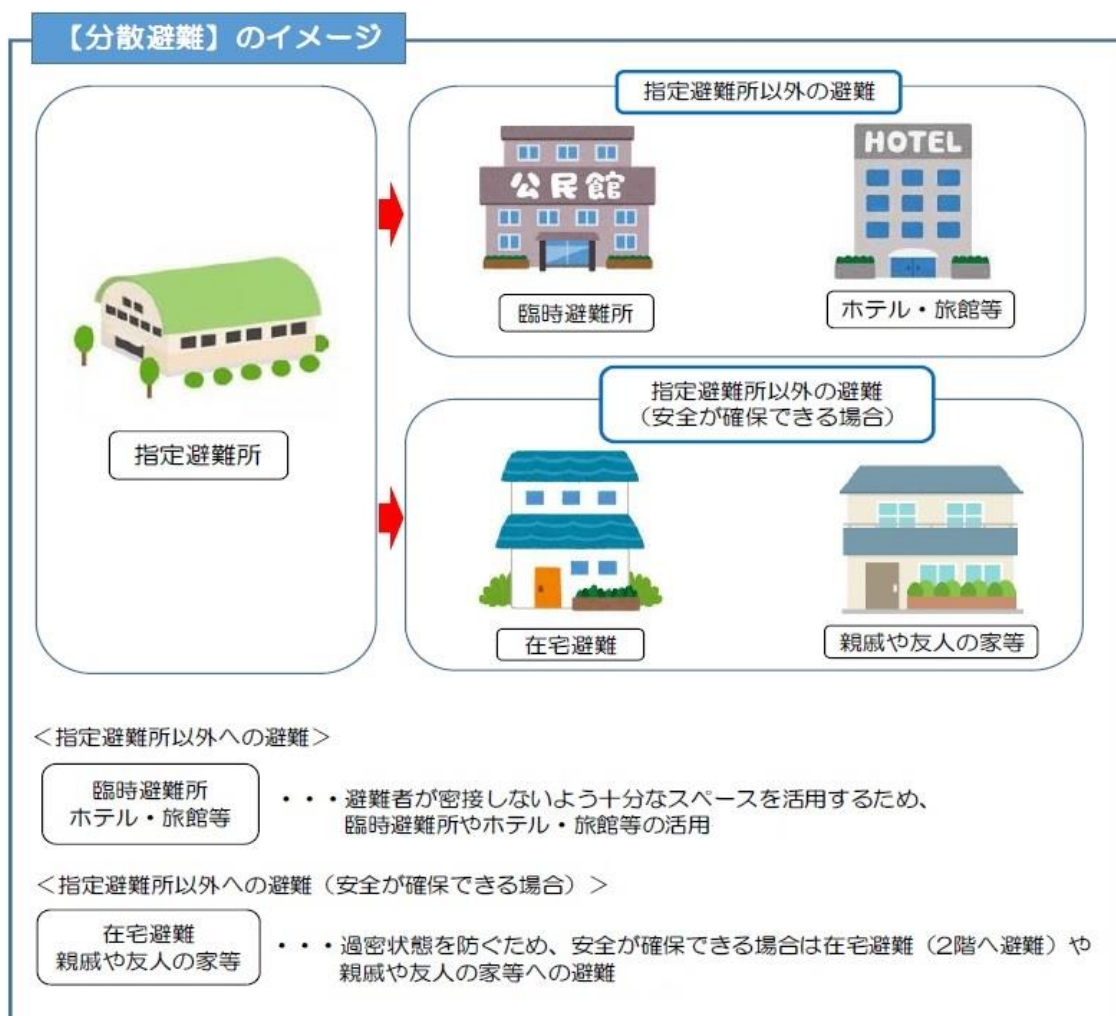
## ③必要な物資等を自ら持参

- ・避難所の備蓄品には限りがあるため、マスク、消毒液、体温計等の避難生活において必要となるものは可能な限り持参するよう周知する。

(国通知の留意点)

### 【親戚や友人の家等への避難の検討】

- ・災害時に避難生活が必要な方に対しては、避難所が過密状態になることを防ぐため、**可能な場合は親戚や友人の家等への避難を検討していただくことを周知**すること。



### (3) 感染症対策に必要な物資・資材の備蓄【危機対策課】

- ・避難所において、感染症対策に有効と考えられる以下の物資・資材を備蓄する。

(避難者用)

マスク、非接触型体温計、アルコール消毒液、ウエットティッシュ、ペーパータオル、石鹸 等

(係員用)

マスク、使い捨て手袋、フェイスシールド、ゴーグル、防護服 等

(その他資材)

パーティション（間仕切り）、ビニールシート、段ボールベッド、養生テープ、ビニールテープ、巻尺 等

- ⇒ 避難所における感染症対策に有効な物資等について、備蓄品目・備蓄量・保管場所などに関する情報（備蓄品リストなど）を事前に把握し、関係部局と共有化しておく。

### (4) 避難所のレイアウト設置【危機対策課、福祉政策課】

避難所をレイアウトするにあたり、次の点に留意する。

#### ①検温・問診を行う受付の設置

- ・避難者の健康状態を確認するため、避難所入口に受付を設置する。
- ・新型コロナウイルス感染症に対応した「問診票」を準備する。

#### ②避難者の健康状態等を踏まえてゾーニング・動線分けをした上での十分なスペースの確保

(健康な避難者用)

- ・健康な避難者用スペースでは、避難者間の距離を十分に確保する。
- ・通路の間隔は2 m程度とれるよう可能な限り養生テープ等を使い確保する。

(発熱・咳等の症状のある人用)

- ・発熱・咳等の症状のある人の専用スペースは可能な限り個室にするとともに、専用のトイレを確保する。
- ・やむを得ず同じ症状のある人々を同室とする場合には、可能な限りパーティション（間仕切り）で区切るなどの工夫をする。
- ・発熱・咳等の症状のある人の専用スペースやトイレは、可能な限り健康な避難者用とはゾーン、動線を分ける。
- ・学校等の大規模な避難所は、教室等を活用した発熱・咳等の症状のある人の専用スペースを設置する。

#### (濃厚接触者用)

- ・可能な限り個室管理とする。難しい場合は、各々の専用のスペースやトイレを確保する。

※濃厚接触者とは、必要な感染予防策をせずに手で触れること、または対面で互いに手を伸ばしたら届く距離（1 m程度以内）で15分以上接触があった場合に濃厚接触者と考えられる。

※濃厚接触者は、発熱者等より優先して個室管理とする。

#### (自宅療養者（新型コロナウイルスに感染した軽症者）用)

- ・可能な限り個室管理とする。難しい場合は、各々の専用のスペースやトイレを確保する。

※自宅療養者は、濃厚接触者や発熱者等より優先して個室管理とする。

#### (国通知の留意点)

##### 【発熱・咳等の症状が出た者のための専用のスペースの確保】

- ・発熱、咳等の症状が出た者は、専用のスペースを確保すること。その際、スペースは可能な限り個室にするとともに、専用のトイレを確保することが望ましい。
- ・同じ兆候・症状のある人々を同室にすることについては、新型コロナウイルス感染症を想定した場合には、望ましくない。やむを得ず同室にする場合は、パーティションで区切るなどの工夫をすることが望ましい。
- ・症状が出た者の専用スペースやトイレは、一般の避難者とはゾーン、動線を分けること。
- ・避難所のスペースの利用方法等について、事前に関係部局や施設管理者等と調整を図ること。

#### (5) 避難所開設・運営の訓練実施【危機対策課、福祉政策課、消防本部】

- ①新型コロナウイルス感染症対応時の避難所レイアウト作成・確認  
(避難者間の距離確保、発熱・咳等の症状ある人等の専用スペース、パーティション（間仕切り）設置場所等)
- ②市、地域住民、施設管理者等の合同訓練による役割分担の確認
- ③保健所、周辺医療機関など必要な連絡先を確認

⇒総合防災訓練に併せて実施する。また、地区の防災訓練でも推奨する。

## Ⅱ 避難所開設・運営時

避難所における新型コロナウイルス感染症対策を、避難者と運営者が互いに協力しながら実施する。

### (1) 避難所の設営

#### ①レイアウトに基づき設営【福祉政策課】

- ・避難所入口に検温、問診等を行うための受付を設置し、「避難者名簿」と「問診票」に記入していただく。
- ・健康な避難者用スペース、発熱・咳等の症状のある人の専用スペース、濃厚接触者用の専用スペース、自宅療養者用の専用スペースを設置する。
- ・発熱・咳等の症状のある人、濃厚接触者、自宅療養者のそれぞれの専用スペースは、個室が望ましいが、部屋を分けられないときはパーティション（間仕切り）を活用する。
- ・入口（受付）から健康な避難者用スペース、発熱・咳等の症状のある人、濃厚接触者、自宅療養者のそれぞれの専用スペースのそれぞれの動線を確保する。
- ・健康な避難者用スペース、発熱・咳等の症状のある人、濃厚接触者、自宅療養者のそれぞれの専用スペースは、トイレやごみ置き場等も含め分離する。
- ・避難所における注意事項をまとめた案内表示を複数個所に設置する。

⇒ 災害時においては、種々の制約が想定されるため、設営は出来る範囲で実施する。

#### ②避難所の分散【福祉政策課、危機対策課】

- ・指定避難所以外の避難所を開設する必要があると判断した場合には、被災状況、二次災害の可能性などの安全面を直ちに施設管理者等に確認の上、保育園や公民館等の公共施設を避難所として速やかに開設する。また、不足する場合は、協定書に基づき所定の手続きを経て、ホテルや旅館を避難所として開設する。

### (2) 避難者の健康状態の確認【福祉政策課】

#### ①入所時の検温・問診

- ・避難者が避難所に到着した時点で検温・問診を実施する。
- ・問診等の結果により、健康な避難者用スペース、発熱・咳等の症状のある人、濃厚接触者、自宅療養者のそれぞれの専用スペースへ誘導する。

#### ②日々の健康確認

- ・避難者に「健康チェック表」を配布し、可能な限り毎日の体温と体調を確認する。
- ・避難所運営にかかわる係員の健康状態の把握も行う。
- ・避難者の健康管理について、保健福祉部局等との連絡体制により適切に対応する。

⇒ 健康状態の確認については、「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安（厚生労働省 HP）も参考にする。

### ③発熱・咳等の症状のある人等への対応

- ・健康状態の確認の結果、発熱・咳等の症状のある人や感染の疑いがある人（濃厚接触者を含む）が出た場合は、一時的に発熱・咳等の症状のある人等の専用スペースや個室で隔離し、症状等を保健所や医師に連絡・相談し指示を受け、必要に応じて診察を受けさせる。
- ・発熱・咳等の症状のある人等の専用スペースには、手袋・ガウン・フェイスシールド等の十分な装備をした係員を配置する。

### ④自宅療養者への対応

- ・健康状態の確認の結果、自宅療養者の場合、一時的に専用のスペースや個室で隔離し、その後、専用の臨時避難所（加賀市市民会館）へ移動させる。
- ・自宅療養者の専用スペースには、手袋・ガウン・フェイスシールド等の十分な装備をした係員を配置する。

## （3）運営時の留意点【福祉政策課】

### ①基本的な感染症対策の徹底

- ・きめ細かな手洗いや咳エチケット等の基本的な感染症対策を徹底する。  
※夏期の気温・湿度が高い中でマスクを着用すると、熱中症のリスクが高くなるおそれがあるので十分注意する。

### ②十分な換気の実施

- ・避難所内の換気を定期的に行う。

### ③避難所の良好な衛生状態の確保

- ・物品・トイレ等は定期的に清掃や消毒を行う。  
（目に見える汚れがある時は、家庭用洗剤を用いる。）

### ④避難所内の避難者の配置

- ・段ボールベッドや毛布を配置する場合は交互にし、飛沫感染を避ける。

### ⑤食事の配布時間の管理



- ・避難者の食事の配布時間をずらすなど、避難者が一度に一箇所に集まり、密集状態にならない運営を行う。

#### ⑥避難者の心のケア

- ・避難者の相談窓口の設置に努め、ストレス等の「こころのケア」を実施する。

#### ⑦感染者が確認された場合

- ・保健所等の指示に従い、移送（又は隔離）、消毒等を実施する。

## 関係リンク集

◎ 3つの密を避けるための手引き（石川県 HP）

<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kansen/documents/3mistuwosakerutebiki-000622211.pdf>

◎ 相談・受診の目安（厚生労働省 HP）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000628620.pdf>

◎ 知っておくべき5つのポイント（内閣府）

<http://www.bousai.go.jp/pdf/colonapoint.pdf>

◎ 避難所における感染対策マニュアル

（一般社団法人 日本環境感染学会）

[http://www.kankyokansen.org/modules/news/index.php?content\\_id=20](http://www.kankyokansen.org/modules/news/index.php?content_id=20)

◎ 災害時における避難所での感染症対策（厚生労働省 HP）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_00346.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_00346.html)

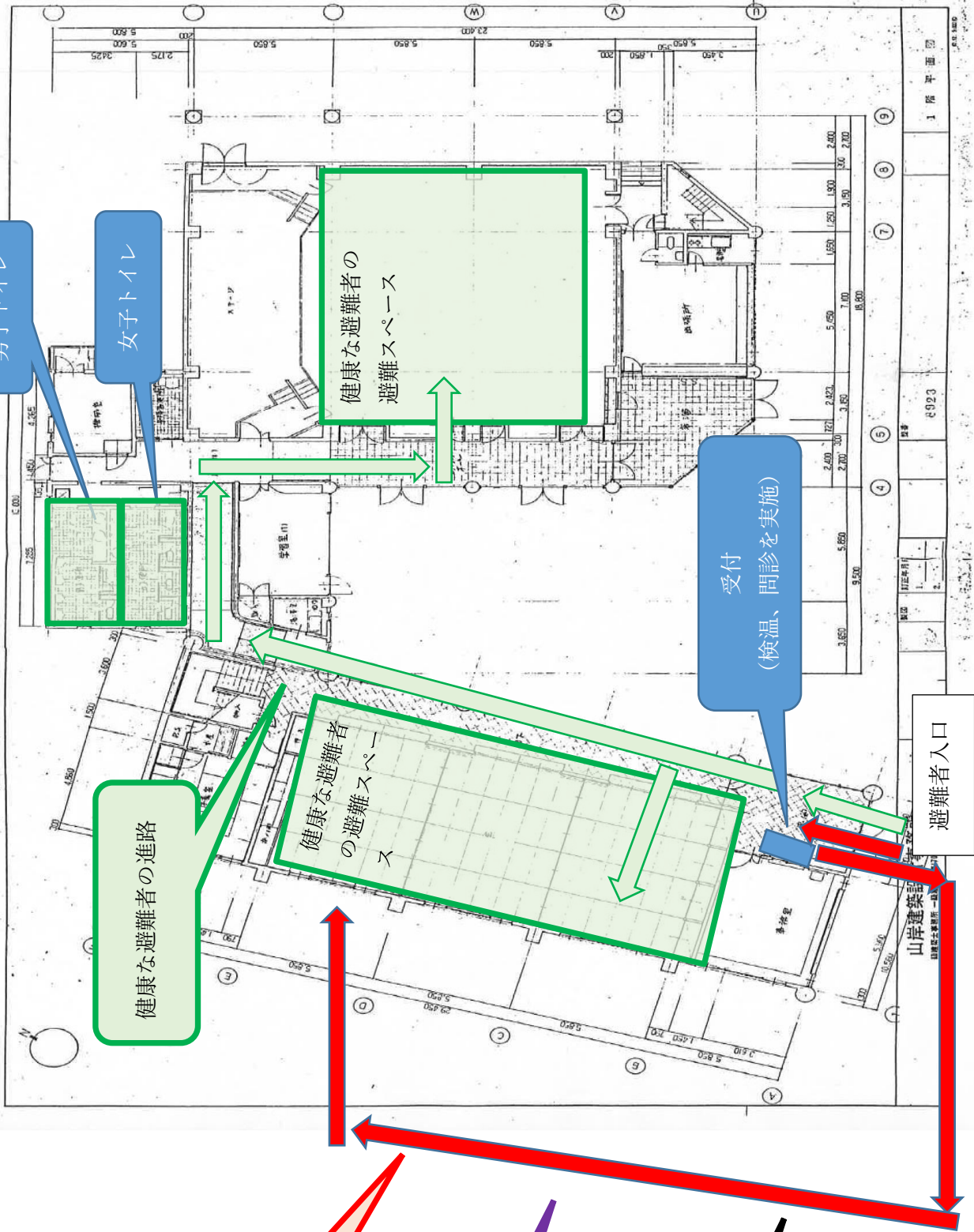
◎ エコノミークラス症候群の予防のために（厚生労働省 HP）

<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisaku-jouhou-10600000-Daijinkanboukouseikagakuka/0000170800.pdf>

○避難所における感染症対策

- 避難所のレイアウト（検温・問診等を行う受付の設置、十分なスペースの確保等）に基づき設営する。
- 避難者の健康状態を毎日確認する。
- 発熱・咳等の症状ある人等への対応として、感染症の装備をしっかりとっている係員を配置する。
- 避難所内では咳エチケット等の基本的な感染症対策を徹底する。
- 避難所内の定期的な換気、物品等の定期的な清掃や消毒を行う。
- 感染者が発見された際の保健所等との連絡体制の構築を図っている。

避難所動線等イメージ図  
(例：片山津地区区会館1階)



発熱、咳等の症状がある  
人の進路  
(屋外から2階へ移動)

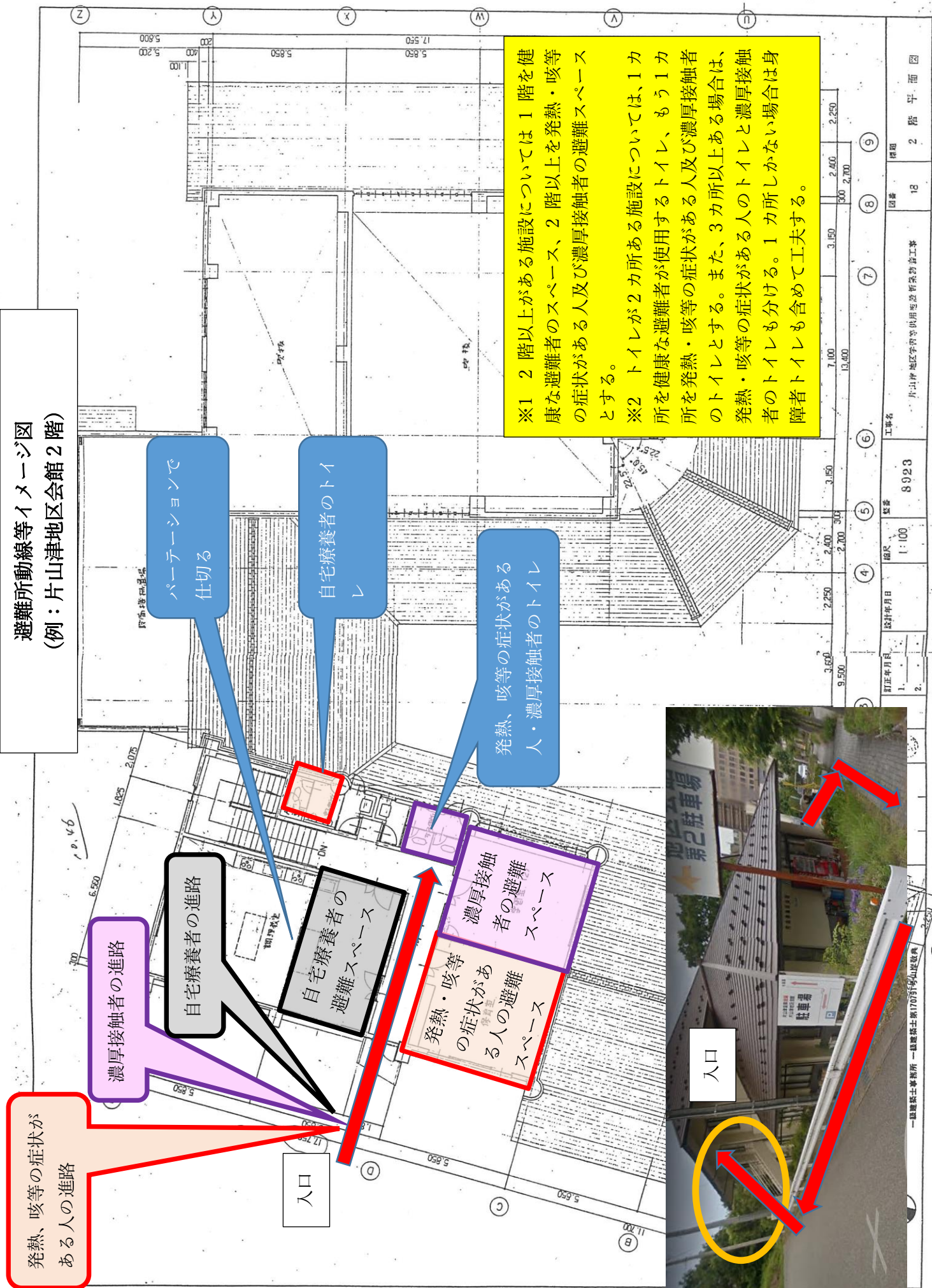
濃厚接触者の進路  
(屋外から2階へ移動)

自宅療養者の進路  
(屋外から2階へ移動)

健康な避難者の動線  
↑

発熱・咳等の症状がある人、濃厚接触者、自宅療養者の動線  
↑

避難所動線等イメージ図  
(例：片山津地区会館2階)



## 感染症対策に必要な物資・資材チェックリスト

	品目		個数	備考
避難者用	マスク	<input type="checkbox"/>	枚	
	非接触型体温計	<input type="checkbox"/>	個	
	アルコール消毒液	<input type="checkbox"/>	個	
	ウエットティッシュ	<input type="checkbox"/>	個	
	ペーパータオル	<input type="checkbox"/>	個	
	石鹸	<input type="checkbox"/>	個	
	その他	<input type="checkbox"/>		
係員用	マスク	<input type="checkbox"/>	枚	
	使い捨て手袋	<input type="checkbox"/>	枚	
	フェイスシールド	<input type="checkbox"/>	個	
	ゴーグル	<input type="checkbox"/>	個	
	防護服	<input type="checkbox"/>	着	
	その他	<input type="checkbox"/>		
その他資材等	パーティション（間仕切り）	<input type="checkbox"/>	個	
	ビニールシート	<input type="checkbox"/>	枚	
	段ボールベッド	<input type="checkbox"/>	個	
	養生テープ	<input type="checkbox"/>	個	
	ビニールテープ	<input type="checkbox"/>	個	
	巻尺	<input type="checkbox"/>	個	
	問診票	<input type="checkbox"/>	枚	
	案内表示	<input type="checkbox"/>	個	・手洗い、咳エチケット、消毒などの感染予防対策 ・ゴミの取り扱い ・申し出る必要がある症状を列記したもの 等
	その他	<input type="checkbox"/>		

# 問 診 票

受付番号 \_\_\_\_\_

記入日時 令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 \_\_\_\_\_ 時 \_\_\_\_\_ 分 体 温 \_\_\_\_\_ 度

氏 名 \_\_\_\_\_ 年 齡 ( \_\_\_\_\_ 歳) 性 別 ( 男 ・ 女 )

連絡先 (携帯) \_\_\_\_\_ - \_\_\_\_\_ - \_\_\_\_\_ 車両ナンバー \_\_\_\_\_

あてはまるものの数字に○をつけてください。

## <現状>

- 1 妊娠している
- 2 通院している (通院理由: \_\_\_\_\_)
- 3 日常的に薬を服用 (薬名: \_\_\_\_\_) ※薬手帳がある場合は提示
- 4 該当なし

## <濃厚接触の有無>

- 1 新型コロナウイルス患者との濃厚接触があった  
最終接触時期 令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日頃
- 2 感染が確認されて自宅療養中だった  
療養開始時期 令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日頃

## <症状>

- 1 熱がある ( \_\_\_\_\_ 日前から \_\_\_\_\_ 度程度)
- 2 風邪のような症状などがある  
(該当するものに○: 咳、鼻汁、頭痛、のどの痛み、その他 \_\_\_\_\_)
- 3 息苦しさがあある
- 4 強いたるさがある
- 5 味覚、嗅覚に異常を感じる ( \_\_\_\_\_ 日前から)
- 6 寒気、関節痛、筋肉痛などがある
- 7 咳があり、血がまざった痰がでる
- 8 からだにぶつぶつ (発疹) が出ている <口かゆみや痛みがある>
- 9 唇や口の周りにぶつぶつ (発疹) が出ていて、痛みがある
- 10 下痢便 (水のような便、柔らかい便、形のない便、噴出するような便等) が出た
- 11 吐いた、または吐き気がする
- 12 おなかが痛く、便に血がまざっている
- 13 目が赤く、目やにが出ている
- 14 その他 ( \_\_\_\_\_ )
- 15 該当なし

## 問 診 票 に 基 づ く 対 応

問診の結果に基づき、下記のとおり対応する。

### 1 新型コロナウイルス

#### ○濃厚接触の有無

- 有の場合は、専用スペースへ誘導する。  
 症状等を保健所や医師に連絡・相談する。

#### ○症状の有無

	問診結果	備考
1 発熱	℃      日前	
2 風邪の症状	有    ・    無	咳、鼻汁、頭痛、喉の痛み等
3 息苦しさ	有    ・    無	
4 強いだるさ	有    ・    無	
5 味覚、嗅覚の異常	有    ・    無	

- いずれかに該当する場合は、専用スペースへ誘導する。  
 症状等を保健所や医師に連絡・相談する。(必要に応じて診察を受けさせる。)

### 2 その他感染症

	問診結果	推定される感染症
6 寒気、関節痛、筋肉痛	有    ・    無	発熱ある場合は、インフルエンザ
7 咳、血痰	有    ・    無	肺疾患
7 体に発疹（痛み無）	有    ・    無	発熱ある場合は、水痘やはしか、風疹等
8 体に発疹（痛み有）	有    ・    無	带状疱疹等
9 唇、口周りに発疹	有    ・    無	単純ヘルペスウイルス感染症
10 下痢便	有    ・    無	ノロウイルス感染症
11 吐いた、吐き気	有    ・    無	その他の消化器感染症
12 頭痛、血便	有    ・    無	細菌性の急性下痢
13 目充血、目やに	有    ・    無	ウイルス性結膜炎
14 その他	有    ・    無	※必ず医療機関等に相談すること

- いずれかに該当する場合は、専用スペースへ誘導する。  
 症状等を保健所や医師に連絡・相談する。(必要に応じて診察を受けさせる。)

※保健所に連絡・相談する際には、この用紙に下記の事項を追記し、問診票とあわせ、FAX等で送付

受付番号（問診票）	避難者名	避難所名
担当者名	連絡先 TEL	FAX



## 非常時持ち出し品チェックリスト（住民周知用）

	品目		備考
一般的な持ち出し品	非常用持ち出し袋	<input type="checkbox"/>	熱中症対策として多めに用意
	飲料水	<input type="checkbox"/>	
	食糧	<input type="checkbox"/>	乾パン、缶詰、インスタント食品、調味料等
	現金	<input type="checkbox"/>	
	キャッシュカード、通帳、印鑑	<input type="checkbox"/>	
	健康保険証	<input type="checkbox"/>	
	懐中電灯	<input type="checkbox"/>	
	ラジオ	<input type="checkbox"/>	
	電池	<input type="checkbox"/>	
	毛布	<input type="checkbox"/>	
	洗面用具	<input type="checkbox"/>	
	調理器具	<input type="checkbox"/>	
	食器	<input type="checkbox"/>	割り箸、紙皿、紙コップ等
	衣類	<input type="checkbox"/>	下着、靴下、上着、防寒着等
	軍手	<input type="checkbox"/>	
	応急医薬品	<input type="checkbox"/>	絆創膏、ガーゼ、包帯、消毒液等
常備薬、お薬手帳	<input type="checkbox"/>		
簡易トイレ	<input type="checkbox"/>		
感染予防のための物資	マスク	<input type="checkbox"/>	
	体温計	<input type="checkbox"/>	
	アルコール消毒液	<input type="checkbox"/>	
	ウエットティッシュ	<input type="checkbox"/>	
	ペーパータオル	<input type="checkbox"/>	
	石鹸	<input type="checkbox"/>	
	手拭きタオル・ハンカチ	<input type="checkbox"/>	
	オーラルケア用品 (うがい薬等)	<input type="checkbox"/>	

※避難所にマスクや消毒液、体温計があるとは限りません

※いつでも持ち出せるようにしておきましょう

新型コロナウイルス感染症が収束しない中でも、  
災害時には、危険な場所にいる人は  
避難することが原則です。

## 知っておくべき 5つのポイント

- 避難とは[難]を[避]けること。  
安全な場所にいる人まで避難所に行く必要はありません。
- 避難先は、小中学校・地区会館だけではありません。安全な場所にある親戚・知人宅に避難することも考えてみましょう。
- マスク・消毒液・体温計が不足しています。できるだけ自ら携行して下さい。
- 市があらかじめ指定した指定避難所以外で臨時的に避難所を開設する場合があります。災害時には市ホームページ等で確認して下さい。
- 豪雨時の屋外の移動は車も含め危険です。

# ◆台風・豪雨災害時に備えて洪水・土砂災害ハザードマップと一緒に「避難行動判定フロー」を確認しましょう

**平時に確認!**

「自らの命は自らが守る」意識を持ち、自宅の災害リスクと取るべき行動を確認しよう。



## 大雨の時の避難行動判定フロー

あなたが取るべき行動は？

洪水・土砂災害ハザードマップで自分の家があるところにあるか確認し、印をつけてみましょう。

はい

家がある場所に色が塗られていますか？

いいえ

はい

大雨等の際は、災害の危険があるので原則として※1、自宅の外に避難が必要です。

例外

ご自身又は一緒に避難する方は避難に時間がかかりますか？

いいえ

はい

安全な場所に住んでいて身を寄せられる親せきや知人はいますか？

はい

いいえ

加賀市から**高齢者等**避難が発令されたら**安全な親せきや知人宅**に避難

加賀市から**高齢者等**避難が発令されたら**市が開設した指定避難所**※2に避難

安全な場所に住んでいて、身を寄せられる親せきや知人はいますか？

はい

いいえ

加賀市から**避難指示**が発令されたら**安全な親せきや知人宅**に避難

加賀市から**避難指示**が発令されたら**市が開設した指定避難所**※2に避難

**必ず取り組みましょう!**

洪水・土砂災害ハザードマップは浸水や土砂災害が発生するおそれの高い区域を着色した地図です。着色されていないところでも災害が起こる可能性があります。

色が塗られていなくても、周り比べて低い土地や崖のそばなどにお住まいの方は、加賀市からの避難情報を参考に必要に応じて避難してください。

※1 浸水の危険があっても、  
①洪水により家屋が倒壊又は崩落してしまうおそれの高い区域の外側である  
②浸水する深さよりも高いところにいる  
③浸水しても水がひくまで我慢できる、水・食糧などの備えが十分にある場合は**自宅に留まり安全確保をすることも可能**です。

※1 土砂災害の危険があっても、十分堅牢なマンション等の上層階に住んでいる場合は**自宅に留まり安全確保をすることも可能**です。

※2 市が開設した指定避難所以外にも、町内会等で独自に協定を結んだホテルや福祉施設等があればそちらへの避難も検討してください。